

損害賠償及び和解に関する件

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市北区在住者

2 事故の概要

令和5年10月6日、札幌市北区屯田11条3丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹の倒壊により損傷した。

3 損害賠償の額

1,224,773円

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。